指令

総選挙闘争中の
闘争活動に関して

選挙闘争中に於ける我評議会の方針は政治的自由を獲得されかつ女性
あらゆる権利を保障し且つ全地域に亘る為に労働者の諸活動
一般に伸張せしめる事であります。
依って更に之に関する諸活動を益々実行させる様再指令します。
一、各地方評議会、地方支部、工場分会は支部選挙中の諸活
動のために対する活動方針を決定すること。
二、労働者の政治的要求（言論思想の自由）を決定せよ
運動を猛烈に起すこと。
三、労働者の具体的問題の要求を捲き起すこと。
四、各工場に於ける従業員大会、職場代表者会、労働者を同盟させ

ことを強力に要求すること。
五、二つ三つの運動の為に於ける各工場に労働者の要求を大衆的に遂行
しこれが具体的に問題の如き小形のビラ或はポスター等に依って
各地方評議会、工場分会、支部、分会等は之を更に具体的なスロー
ガンを附加し要求運動の外に無産政党の為の運動を猛烈に
展開すること。
五、十日以内に評議会の要求に決定し全国一斉に労働者
の要求実行委員会が開かれることになるか各地方の具体的条件と協
力して具体化出来る限りの各種の労働者の動員をする
こと。
六、工場各工場毎に適切なスローガンを出して闘争
を激発すること。
七、選挙戦が今日白熱化しつつあるか一般に選挙違反に取締か

財團法人協調會